

### 1. 改正の概要

・「適格合併等に係る欠損金の制限措置(※1)」について、一定の見直しが行われます。

内容	改正前	改正案
適格合併等に 係る 欠損金の 制限措置(※1)	以下の欠損金の繰越し、引継ぎができない ・支配関係が生じた事業年度の開始の前日に生じた欠損金 ・支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち特定資産の譲渡等損失額(※2)に相当する金額	以下の欠損金の繰越し、引継ぎができない ・支配関係が生じた事業年度の開始の前日に生じた欠損金 ・支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち特定資産の譲渡等損失額(※2)に相当する金額 ・ <b>支配関係が生じた事業年度開始の日から支配関係が生じた日の前日までの間に特定資産の譲渡等損失額(※2)により生じた欠損金</b>

(※1) 適格合併等に係る欠損金の制限措置とは、支配関係のある法人が適格合併を行った際に、以下のうち最も遅い日から継続して支配関係がない場合でみなし共同事業要件等を充足しないときは、合併法人、被合併法人が有する一定の欠損金の繰越し、引継ぎを制限する規定をいう。

- ・適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日
- ・被合併法人の設立の日
- ・合併法人の設立の日

(※2) 特定資産の譲渡等損失額とは、以下に掲げる資産以外の資産の譲渡、貸倒れ、除却等により発生した損失の額をいう。

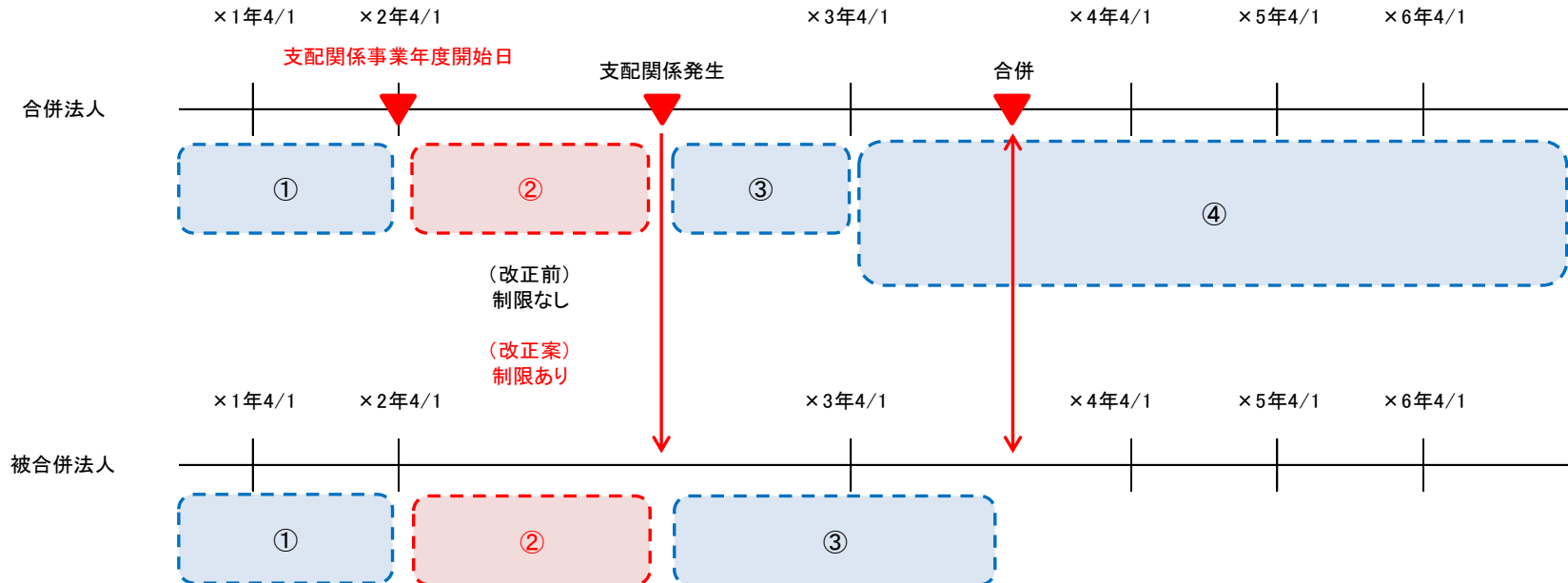
- ・棚卸資産(土地等を除く)
- ・短期売買商品
- ・売買目的有価証券
- ・帳簿価額が1,000万円に満たない資産
- ・時価が帳簿価額を下回っていない資産 など

○改正時期は、大綱段階では不明

### 2. 実務上の留意点

- ・今回の改正により、支配関係が生じた事業年度開始の日から支配関係が生じた日の前日までに生じた特定資産の譲渡等損失により生じた欠損金について、制限が設けられることになる(下記参照)。
- ・「特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置」、「特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額の損金不算入制度」においても、同じような改正が行われる。

#### ■制限の対象となる欠損金のイメージ図



- ① 支配関係が生じた事業年度開始前の欠損金の繰越し、引継ぎの制限
- ② 支配関係が生じた事業年度開始の日から支配関係が生じた日の前日までの間に特定資産の譲渡等損失額により生じた欠損金(改正案の内容)
- ③ 支配関係が生じた日以降に生じた欠損金のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する部分の制限
- ④ 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入